

# 徳島LEDアートフェスティバルのロゴマークの使用について

徳島LEDアートフェスティバル（以下「フェスティバル」という。）のロゴマーク（以下「ロゴ」という。）は、フェスティバルの周知等、フェスティバルの広報及びイメージアップに寄与する目的に使用できます。フェスティバルのロゴを使用する場合は、次の手順で使用手続きを行ってください。

## 1 使用条件の確認等

「徳島LEDアートフェスティバルロゴマークの使用に関する規程」（以下「規程」という。）をよく読み、「使用目的」や「使用できる者」などに適合しているかどうか、事前に確認してください。おもな確認内容は以下のとおりです。

### 使用目的

フェスティバルの周知等、フェスティバルの広報及びイメージアップに寄与する目的に使用できます。ただし、法令又は公序良俗に反するおそれのある場合や政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれのある場合など、委員長が適切でないと認めた場合は使用できません。

### 使用できる者

個人、団体、住所等を問わず、だれでも使用できます。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の規制を受ける者や消費者金融・ギャンブルに係る者など、委員長が適切でないと認めた業種又は業者については、使用できません。

### ロゴのデザイン

指定された画像を使用してください。（フェスティバル公式ホームページからダウンロードできます。）

### その他

- ・ 使用料は無料です。
- ・ 使用できる期間は、使用を希望する日から平成29年3月31日までの期間のうち、委員長が認める期間です。
- ・ ロゴの使用により、事業の推奨や販売する商品の品質保証等を行うものではありません。
- ・ 規程に違反してロゴを使用した場合、使用承認を取り消し、製作物の回収及び破棄を命じることがあります。その場合、使用者に損害が生じても、委員長はその責めを負いません。

## 2 使用手続等

上記1の確認後、以下の手順で使用手続きを行ってください。

### ① 使用申請書（様式第1号）を実行委員会事務局（徳島市経済部経済政策課内）に提出

- ※ 使用方法が分かる資料などを添付してください。
- ※ 審査の後、委員長が使用を認めたときは、使用承認書により通知します。

### ② 承認された製作物の完成品を速やかに実行委員会事務局に提出

- ※ 完成品の提出が困難な場合は、写真を提出してください。

### 書類等の提出先・問合せ先等

徳島LEDアートフェスティバル2016 実行委員会事務局（徳島市経済部経済政策課内）

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 / TEL：088-621-5225

MAIL：keizai\_seisaku@city.tokushima.lg.jp / URL：http://tok-led-artfest.net

徳島LEDアートフェスティバル ロゴマーク

(1) 2016 ロゴ-type1



(2) 2016 ロゴ-type2



(3) 2016 和文ロゴ

徳島LEDアートフェスティバル 2016

(4) ベーシックロゴ-type1



(5) ベーシックロゴ-type2



備考

- 1 ロゴの一部のみを使用し、又はロゴを変形し、若しくは他の図形や文字と重ねて使用しないこと。
- 2 指定外の配色は使用しないこと。ただし、モノクロは可とする。